

## 児童扶養手当 受給者の方へ

この手当は、次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に一定の障がいがある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童

- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には事実上の婚姻関係も含みます。

### 次の方は受けられません

- ・ 申請をする方や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### 手当額

- ・ 全部支給 月額42,910円
- ・ 一部支給 月額42,900円  
510, 1200円

※手当額は所得額に応じて決まります。児童が複数いる場合には加算があります。

※手当は申請日の翌月分からの支給になります。

### 現況届の提出

8月1日現在、手当を受給している方は毎年8月中旬に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合、11月分以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

該当する方にはご案内を郵送しますので、内容をご確認の上、提出をお願いします。

### 支給月の変更

今までは、4カ月分を年3回、4月・8月・12月に支給していましたが、令和元年11月からは、2カ月分を年6回、奇数月の支給に変更となります。

### 寡婦・寡夫控除みなし適用

児童扶養手当の支給額を算定する所得審査の際、**婚姻歴のない方**が寡婦・寡夫控除みなし適用の申請をすることで、寡婦・寡夫控除があるものとみなして審査を行うことができます。申請可能な方は、対象児童の養育者と扶養義務者であり、**児童扶養手当の受給者自身が対象児童の父や母である場合は、該当しません。**

なお、みなし適用の申請をしても、所得状況によっては、支給額に影響がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

☎ 25-5206  
☎ 25-5206



## 秩父市緊急サポート事業 保育サポート

### 会員募集!

緊急サポート事業は、前日当日など、急な育児の援助を受けたい方(利用会員)と行いたい方(サポート会員)が会員となり、緊急サポートセンターが仲介して行う事業です。

子供の預かりをお手伝いください。サポーター会員(有償ボランティア)を募集します。単発の活動が中心になりますので、空いている時間で新しい子育て支援をお手伝いください。

※秩父市緊急サポート事業は、秩父市(こども課)から委託を受けてNPO法人病児保育を作る会が運営します。

### お子さんの預かり事例

- ・ 病時や病後時の子どもの見守り
- ・ 保護者の体調不良時など当日・前日の緊急を伴うお預かり
- ・ 宿泊を伴う時に子どものお預かり
- ・ 保育施設で、病気などの呼び出しがあった場合の送迎や、お預かり

### 令和元年度緊急サポート講習会

サポートに入る前に保育の事や病気の子どものケアについて実践的な知識を4日間の講習で学びます。

とき	ところ	内容
9月2日(月) 午前9時30分～午後4時30分	秩父宮記念 市民会館 2階第1会議室	緊急サポートの活動・新生児の保育と昨今のお母さん事情・サポーター体験談など
9月4日(水) 午前9時30分～午後4時30分		子どもの心と発達・子供の世話(最近の保育グッズ)と遊び
9月5日(木) 午前9時30分～午後4時30分		小児の病気と特性・病児の観察とケア・感染予防
9月6日(金) 午前9時30分～午後4時30分		子どもの事故と安全管理・応急措置・リスクマネジメント

※保育士・看護師の資格をお持ちの方、子育て支援にかかわる活動をされている方は、免除できる日がありますのでご相談ください。

☎ 048-297-2903  
☎ byoujinhoku@oboe.ocn.ne.jp



## ひとり親 家庭等 医療費



ひとり親家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費の一部を助成する制度です。

### 対象

- 次のいずれかに該当する児童を養育している家庭
- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童



本人または扶養義務者等に、一定額以上の「所得」がある時は、支給停止になります。また、重度心身障害者医療費支給対象者は除きます。

※「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または一定の障がいのある20歳未満の方のことを指します。

## 児童 医療費



18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんが医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費を助成する制度です。

## あなたも 子育て応援しませんか？

### ～保育サービス講習会～

「少しの間、子どもを見てくれる人がいれば」「仕事で迎えが間に合わないので代わりに行ってくれる人がいれば」というようなことはありませんか？



秩父ファミリー・サポート・センターは、このような育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児の援助を行いたい方（協力会員）とを結ぶ有償ボランティアの会員組織です。

子ども好きな方、ご興味のある方は、協力会員の募集を兼ねた保育サービス講習会にぜひご参加ください。

**とき** 10月3日(木)～11月21日(木)の間  
午後1時～5時ごろ（全9日、計25時間）

**ところ** 福祉女性会館集会所ほか

**対象** 秩父郡市内に在住の方

**講師** 市立病院医師ほか

**参加費** 無料

**用・問** 9月30日(月)までに☎で秩父ファミリー・サポート・センター（秩父市シルバー人材センター内）逸見（☎21-3311）へ

出生・転入時に申請を受け付けていますが、手続きが済んでいない方は届け出をお願いします。

### 対象

市内に住所を有し、医療保険制度に加入している児童（重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費支給対象者は除く）

### その他

- ・適正受診にご協力ください。
- ・申請内容に変更が出た場合は、速やかに届け出をしてください。

**問** こども課 ☎25-5206

吉田 大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

## 8月は、 「チャイルドシート・シートベルト 着用促進運動」を実施します

### ①チャイルドシート使用時の注意

- ・子どもの成長に合ったものを使用しましょう。
- ・座席に確実に固定するなど適正な使用をしましょう。
- ・国土交通省の認証を受けた製品など、安全なものを選びましょう。



### ②シートベルトを着用しない場合の3つの危険

- ・事故の衝撃で、自分自身が天井やドアにたたきつけられ、大きな被害を受ける。
- ・車外に放り出され、アスファルトにぶつかったり、後続車両にひかれたりする。
- ・後部座席の人が前席のシートを押し込み、前席の人がフロントガラスに突っ込んでしまうことになり、本人以外も被害を受ける。



**問** 市民生活課 ☎26-1133

## ご寄附ありがとうございました

次の方から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。（令和元年5月）

▶5月27日、秩父市ゴルフ協会様（千島進会長）から、47,500円

▶5月30日、昭和歌謡と童謡唱歌を唄う会様（大倉常弘代表）から、19,840円